健康保険の扶養は単に親族だから、一緒に住んでいるからではなく、対象者の方が実際に生活費の過半を被保険者から 経済的援助を受け、生計が成り立っていることが前提となります。従って、年収見込額が基準内であっても、被保険者から の経済的援助に頼らず、自立して生計維持している方は扶養対象とはなりません。

1. 扶養できる親族

親族の区分						
同居・別居を問わず扶養できる親族						
同居(同一世帯)の場合のみ扶養できる親族						

	被保険者からみた続柄								
•	配偶者	実子	養子	孫	父母	祖父母	曾祖父母	兄姉弟妹	
	義父母	義祖久	公母 作	自父伯#	录 叔	父叔母	甥姪		
	その他3親等以内の親族(続柄:)		

2. 対象の方の現在の健康保険種別をご確認下さい。

対象者が現在加入している又は直前まで加入 していた健康保険の種別

国民健康保険 健康保険組合の被保険者・被扶養者 共済組合の被保険者・被扶養者 その他 未加入

3. 添付書類

扶養親族を追加する場合は「健康保険被扶養者異動届」と健康保険証並びに以下の①~③のそれぞれの事例に対応する 添付書類を添えてご提出ください。

①親	族関	係の確認及び扶養理由確認	習のだ	き <u>めご提出</u>	頂くもの		
扶養することとなった理由					添付書類 ◎:原本(返却しません) △:コピー可		
新規採用者(本人入社)の扶養家族			•	◎住民票	外国籍の方は、△在留カードと◎住民票		
結婚し配偶者を扶養		•	◎住民票	又は △婚姻届 △国民健康保険に加入者は保険証の写 し			
子供が生まれた				◎住民票	又は △出生届 又は △母子手帳の出生届出済証明		
1 1	一				又は ◎出産育児一時金請求書(医師の証明印必須)		
養子績	養子縁組した			◎住民票	:民票 ◎戸籍謄本等		
収入海	収入減により扶養に該当となった			◎住民票	売票 △前年度の源泉徴収票又は △収入減となる証明書		
	今受けている、すぐ受ける		•	扶養にはな	扶養にはなれませんので、受給終了後申請してください。		
	失	給付制限明け後受ける(約3ヶ月後)		◎住民票	△退職証明書 又は △退職時の源泉徴収票		
	業		•		△雇用保険離職票-1と2 または△雇用保険受給資格者証		
	手当	(給付制限期間中のみ認定します)			◎誓約書(日額3、612円以上の支給額が有る被扶養者は、受給を		
退	金	(WITTINGE COS))			貰い始めたら扶養から外す旨の誓約書を添付)		
職に	受	受給延長する		◎住民票	△退職証明書又は△退職時の源泉徴収票△雇用保険受給資格者証		
よ	け	(延長理由:出産、育児、傷病、海外、介護、その他)			または、△雇用保険離職票-1と2、△延長通知書(延長手続き後に提出)		
り無	2				◎誓約書(日額3、612円以上の支給額が有る被扶養者は、受給を		
収収					貰い始めたら扶養から外す旨の誓約書を添付)		
入	失	請求しない	•	◎住民票	△退職証明書 又は △退職時の源泉徴収票		
となっ	け業	(今後就労しない、等)			◎誓約書(離職票原本本人保管を使用)		
II	けない						
た	金	資格がない		◎住民票	△退職証明書 又は △退職時の源泉徴収票		
	受 (6ヶ月未満で退職、雇用保険不適用、等)				※退職証明書に雇用保険加入期間又は不加入の旨記載してもらって下さい		
	傷病手	嘉病手当金を受けている、受ける見込		扶養にはな	れませんので、受給終了後申請してください。		
	傷病手当金受けていない、今後も受け			◎住民票	△退職証明書 又は △退職時の源泉徴収票		
ない					◎退職先健保の資格喪失証明書		
失業手当金受給終了により無収入・			•	◎住民票	△雇用保険受給資格者証(支給終了印あるもの)		
	傷病手当金受給終了により無収入		•	◎住民票	△傷病手当金終了通知		
	前法扶	死亡	•	◎住民票	又は ◎戸籍謄本等で死亡事実記載あるもの		
	養	退職	•	◎住民票	△退職証明書 又は △退職時の源泉徴収票		
	者 の	収入減→理由:		◎住民票	△給与証明等		
	V)	その他→理由:	•	◎住民票	事例により適宜提出をお願いします。		

※住民票は続柄が記載されたもので発行日より3ヶ月以内のものをご提出ください(続柄省略ですと親族関係が分かりません)

※別居等により住民票では親族関係が確認できない場合は戸籍謄本等の原本を添付してください

※国民健康保険に加入中、ニコン健保の被保険者の扶養になる時は、国民健康保険証のコピーを添付ください。

※外国籍の方は在留カードの写しと住民票原本をご提出ください。

②対象者の年収見込額を確認するためにご提出頂くもの

②对	家 者	の年収見込額を確認するだ				
対象者の職業等						
16歳未満の乳幼児・児童・学生(中学生まで)						
16歳以上の学生(高校・予備校・大学(院)・専門学校等)						
16歳以上で無職(学生除く)						
小額	勤労収入	パート・アルバイト等				
でも収入のある	年金受給者又は	老齢基礎年金、老齢厚生年金 企業年金、恩給、農業者年金 遺族年金、障害年金 その他				
方	上記以外にも収入のある方 (賃貸・農業・利子・配当・その他の収入)					

添付書類 ◎:原本(返却しません) △:コピー可

不要

・ ◎在学証明書 又は △学生証

- ・ □○所得証明書 又は ○住民税(非)課税証明書
 - ◎所得証明書 又は ◎住民税(非)課税証明書
 - ◎勤務先が発行する給与証明書 又は △給与明細3カ月分
 - ◎所得証明書 又は ◎住民税(非)課税証明書
 - △確定申告書(受付印あるもの) 又は △公的年金等源泉徴収票
- ・ | △年金通知書 又は △受給見込額の概算書
 - ||(配偶者の死亡により遺族年金が付加される場合は本人年金との調整後
 - の金額を試算した概算書をもらってください)
- ◎所得証明書 又は ◎住民税(非)課税証明書
- △確定申告書(受付印あるもの)

自営業者(個人事業主)は、社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとなっており、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した方であるため、原則として扶養認定の対象とはなりません。

ただし、実際の事業内容が、儲けるためではなくパート労働者等と同等な収入水準で家計の補助的な事業を細々と営んでいる方は、被扶養者として認定対象者であるとみなします。

健康保険法における被扶養者の要件

- 主として被保険者からの収入により生計を維持している実態があること。
- 年間収入が130万円未満(60歳以上あるいは障害者は180万円未満)であり、かつ、被保険者の収入の1/2未満であること。
- 同一世帯に属さない場合は、年間収入が被保険者からの援助額より少ないこと。

③別居の場合、生計維持を確認するためにご提出頂くもの

別居理由					
同居の場合					
	任に会 別よ社	配偶者•子			
】 別 居	居るの	その他			
の	に家	通学•入寮			
場合	よ る 別 事 居情	入院•施設入所			
		その他の都合			

- 添付書類 ◎:原本(返却しません) △:コピー可 ・ ①で住民票を添付してあれば不要
- ・ ①で住民票を添付してあれば不要
 - ◎別居先の世帯全員の住民票
- ②在学証明書や②入寮証明書
- ・ 〇入院証明書や〇入所証明書
- ◎別居先の世帯全員の住民票
- △仕送り額を証明するもの(下記*)
 - *銀行振込明細書のコピー又は被保険者又は被扶養者の預金通帳の
 - 取引明細欄のコピー、現金書留の写し等 振込人・相手先・送金年月日
 - ・送金額が確認できるものを3ヶ月分

(手渡し等で記録が残らないものは認めていません)

*扶養対象者の年収額を上回る仕送り額が必要です。

扶養対象者の収入が0円の場合は、1人最低50,000円以上・2人最低75,000円以上・3人最低100,000円以上の仕送りが必要。

★親族関係や扶養事実(生計維持)を確認するため、上記以外にも別途書類をご提出頂く場合があります。